

# 災害時における応援に関する協定

上田市上下水道局（以下「甲」という。）と株式会社ジーシーシー自治体サービス（以下「乙」という。）は、地震、風水害、その他の災害及び大規模事故の発生時又は発生する恐れがある場合（以下「災害時」という。）における応援業務に関し、次のとおり協定を締結する。

## （目的）

第1条 本協定は、災害時に上下水道施設（以下「水道施設等」という。）が被災し、又は被災する恐れがある場合に、甲の要請に基づき、乙が実施する応援業務に関し、必要な事項を定めることにより、水道施設等の迅速かつ適切な機能の維持及び回復を図ることを目的とする。

## （応援要請）

第2条 甲は、災害時において乙の応援が必要であると判断した場合は、乙に対し応援要請をすることができる。

## （応援要請の手続）

第3条 甲は、前条に係る応援要請をする場合は、次の事項を文書で行うものとする。但し、緊急を要する場合は、口頭による要請も可とし、後日、文書で行うものとする。なお、乙は、応援要請に対し、文書により回答するものとする。

- （1）災害及び水道施設等の被害の状況
- （2）必要とする人員数
- （3）応援の場所及び内容
- （4）応援の期間
- （5）その他必要な事項

## （応援要員の派遣）

第4条 乙は、甲から応援要請があった場合は、業務に支障がない場合に限り積極的に応援業務に従事するものとする。

2 乙は、本応援業務を行う場合は甲の指示に従うものとする。

## （事前計画）

第5条 乙は、応援要請に係る業務を円滑に行うため、あらかじめ組織及び連絡体制を定めておかなければならない。

## （連絡責任者）

第6条 甲及び乙は、災害等情報の伝達を正確に行うため、それぞれ連絡責任者を定めておかなければならない。

## （応援業務）

第7条 乙が行う応援業務は、次のとおりとする。

- （1）電話及び窓口対応
- （2）広報活動
- （3）乙が所有する給水車両及び付随する機材による応急給水業務
- （4）その他応援が必要とされる業務

## （経費の負担）

第8条 本応援業務に係る乙の経費は、原則、乙の負担とする。但し、甲が前条以外の特別な理由により応援を要請した場合は、乙の経費等について、甲乙協議の上、決定するものとする。

(労災補償)

第9条 本応援業務に係り乙の応援要員が負傷、疾病又は死亡した場合は、乙の労災保険により補償するものとする。

(第三者に対する損害賠償)

第10条 本応援業務中、乙が第三者に損害を与えた場合は、その賠償方法及び賠償額については、甲乙協議の上、決定するものとする。

(報告)

第11条 乙は、本応援業務に従事した場合は、次の事項を甲に報告するものとする。

- (1) 応援業務に従事した人員数及び従事した期間
- (2) 応援業務に使用した機材等の種類、個数及び使用時間
- (3) その他必要な事項

(経費等の請求)

第12条 乙は、第8条に規定する経費等を請求する場合は、甲の指示に従うものとする。

(経費等の支払)

第13条 甲は、前条の規定により経費等の請求があった場合は、請求を受けてから30日以内に支払うものとする。

(有効期間)

第14条 本協定の有効期間は、協定締結日から令和3年9月30日までとする。但し、期日満了の日の1か月前までに甲乙いずれからも本協定の改廃について申し出がない場合は、さらに1年間この協定を更新したものとし、以後も同様とする。

(協定の継承)

第15条 甲又は乙は、本協定の締結後において、甲若しくは乙の組織（以下「組織」という。）又は甲の区域（以下「区域」という。）に変更があった場合は、速やかに相手方に通知するものとし、この協定に定めた事項は、それぞれの組織の継承者が引き継ぐものとする。

2 前項の規定により引き継がれた事項は、変更後の組織及び区域のすべてに適用されるものとする。

(その他)

第16条 本協定に定めのない事項及び本協定の内容に疑義が生じた場合は、その都度甲乙が協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、協定書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和2年10月1日

甲 長野県上田市真田町長7178番地1  
上田市上下水道局  
上記代表者 上田市長 土屋陽一 印

乙 群馬県前橋市三俣町二丁目11番地10  
株式会社ジーシーシー自治体サービス  
代表取締役 岡田 淳 印